

京都市上下水道局告示第17号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年5月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 廃止届出業者名等

大阪府大阪市大正区三軒家東三丁目10番12号

株式会社きんぱい

代表取締役 相原 敬

2 廃止年月日

平成27年3月31日

(上下水道局水道部給水課)